

京都市上下水道局告示第32号

下水道法第4条第1項の規定に基づき、京都市公共下水道事業の事業計画を変更することについて、事業計画の案を作成しましたので、同法施行令第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成23年7月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 事業計画の名称

京都市公共下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

京都市右京区太秦安井一町田町、同区太秦安井西沢町、同区太秦安井松本町、同区山ノ内五反田町及び同区山ノ内西八反田町地内

3 工事の予定年月日

昭和5年8月11日から平成28年3月31日まで

4 変更に係る事項

- (1) 処理区域及び排水区域の変更
- (2) 主要な管渠の変更
- (3) 吐口の変更
- (4) ポンプ施設の変更

5 縦覧場所

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12

京都市上下水道局下水道部計画課

6 縦覧期間

平成23年7月22日から平成23年8月5日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

8 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案について意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記6の縦覧期間満了の日までに、上記5の場所に提出してください。

(上下水道局下水道部計画課)